

桑名市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和8年4月14日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第25号

桑名市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する乳児等通園支援事業の設置の認可及び同条第7項に規定する乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認について、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業の設置の認可を受けようとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

(認可の基準)

第3条 認可の基準は、法及び省令に定めるもののほか、桑名市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年桑名市条例第36号）に定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準によるものとする。

2 市長は、法第34条の15第5項第2号又は第3号に該当する場合においては、乳児等通園支援事業の認可をしないことができる。

(意見の聴取)

第4条 市長は、乳児等通園支援事業の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かななければならない。

(認可等の通知)

第5条 市長は、第2条の申請に対し、第3条に規定する認可基準及び前条の意見を勘案し認可の適否を判断するものとし、認可する場合は乳児等通園支援事業認可通知書（様式第2号）を、認可しない場合は乳児等通園支援事業認可不承認通知書（様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。

(認可内容の変更)

第6条 前条の規定により認可を受けた事業者（以下「認可事業者」という。）は、省令第36条の36第3項の規定により認可内容の変更を行うときは、当該変更のあった日から起算して1月以内に、乳児等通園支援事業認可変更届出書（施設名称等の変更）（様式第4号）に市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 認可事業者は、省令第36条の36第4項の規定により認可内容の変更を行うときは、変更のあった日から起算して1月以内に、乳児等通園支援事業認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）（様式第5号）に市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(廃止又は休止)

第7条 法第34条の15第7項の規定により、乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとする者は、乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認する場合は乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（様式第7号）を、承認しない場合は乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書（様式第8号）を当該申請者に交付するものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

乳児等通園支援事業認可申請書

年 月 日

桑名市長

所在地 _____
申請者 氏名（又は名称） _____
代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる 事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		
設置者・ 事業者の 代表者	フリガナ	職名	
	氏名	生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

様式第2号（第5条関係）

乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日

様

桑名市長

印

年 月 日付けで申請のあった
第34条の15第5項の規定により次のとおり認可します。

の設置については、児童福祉法

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
事業の開始予定年月日	年 月 日
備考	

乳児等通園支援事業認可不承認通知書

年 月 日

様

桑名市長

印

年 月 日付けで申請のあった
認可しないこととしましたので、通知します。

の設置については、次のとおり

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業
事業の開始予定年月日	年 月 日
備考	

（教示）

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、決定を知った日から3か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に桑名市（訴訟において桑名市を代表する者は桑名市長となります。）を被告として、提起することができます（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

乳児等通園支援事業認可変更届出書（施設名称等の変更）

年 月 日

桑名市長

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、児童福祉法施行規則第36条の36第3項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	事業所の名称
<input type="checkbox"/>	事業所の種類
<input type="checkbox"/>	事業所の位置（所在地）
<input type="checkbox"/>	（法人又は団体の場合）定款、寄附行為その他の規約

3. 変更内容

変更内容	
変更 年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

乳児等通園支援事業認可変更届出書（建物その他の設備の変更等）

年 月 日

桑名市長

所在地 _____

届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項を下記のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第36条の36第4項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話:
	メール:

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
<input type="checkbox"/>	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
<input type="checkbox"/>	事業の運営についての重要事項に関する規程
<input type="checkbox"/>	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

乳児等通園支援事業廃止（休止）申請書

年 月 日

桑名市長

所在地 _____

申請及び届出者 氏名（又は名称） _____

代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第7項の規定による事業の廃止又は休止をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話： _____ メール： _____
廃止又は休止の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
廃止日又は休止予定期間	廃止日： 年 月 日 休止予定期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

年 月 日

様

桑名市長

印

年 月 日付けで申請のあった事業の廃止又は休止について、次のとおり承認しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
廃止日又は 休止予定期間	廃止日： 年 月 日 休止予定期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書

年 月 日

様

桑名市長

印

年 月 日付けで申請のあった事業の廃止又は休止について、次のとおり不承認としましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
廃止年月日又は 休止予定期間	廃止日： 年 月 日 休止予定期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
不承認とした理由	
廃止又は休止及び確認 を辞退する予定年月日	年 月 日
（廃止の場合） 財産処分	

（教示）

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、決定を知った日から3か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に桑名市（訴訟において桑名市を代表する者は桑名市長となります。）を被告として、提起することができます（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。